

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第22号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の7から第3条の9までを削る。

第20条を第63条とし、第19条の3を第62条とする。

第19条の2の前の見出しを削り、同条を第61条とし、同条の前に見出しとして「（端数計算）」を付する。

第19条を第60条とし、第18条の2を第59条とする。

第18条の前の見出しを削り、同条を第58条とし、同条の前に見出しとして「（勤勉手当の成績率）」を付する。

第17条第1項中「第11条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条を第57条とする。

第16条の前の見出しを削り、同条第2項第1号中「第6条第1項第3号又は第4号」を「第39条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第2号中「第10条第2項第2号イ及びロ」を「第44条第2項第2号イ及びロ」に、「第6条第1項第7号」を「第39条第1項第7号」に改め、同項第3号中「第10条第3項」を「第44条第3項」に改め、同項第12号中「6箇月」を「6月」に改め、同条を第56条とし、同条の前に見出しとして「（勤勉手当に係る勤務期間）」を付する。

第15条中「6箇月」を「6月」に改め、同条の表中「5箇月」を「5月」に、「4箇月」を「4月」に、「3箇月」を「3月」に、「2箇月」を「2月」に、「1箇月」を「1月」に改め、同条を第55条とする。

第14条中「第18条」を「第58条」に改め、同条を第54条とする。

第13条第1項第2号中「第7条第2号及び第3号」を「第40条第2号及び第3号」に改め、同条第2項中「第9条」を「第42条」に改め、同条を第53条とする。

第12条の前の見出しを削り、同条第1項第1号中「第10条第3項」を「第44条第3項」に改め、同項第2号中「第6条第1項第3号又は第4号」を「第39条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第5号中「第6条第1項第7号」を「第39条第1項第7号」に改め、同条を第52条とし、同条の前に見出しとして「（勤勉手当の支給）」を付する。

第11条の7を第51条とし、第11条の6を第50条とし、第11条の5を第49条とし、第11条の4を第48条とし、第11条の3を第47条とし、第11条の2を第46条とする。

第11条第1項中「6箇月」を「6月」に改め、同条を第45条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条第2項第1号中「第6条第1項第3号又は第4号」を「第39条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第2号中「第6条第1項第7号」を「第39条第1項第7号」に改め、同号イ及びロ並びに同条第3項中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第44条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当に係る在職期間）」を付する。

第9条の2を第43条とする。

第9条中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第42条とし、第8条を第41条とし、第7条を第40条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条第1項中「第9条及び第11条第1項」を「第42条及び第45条第1項」に改め、同条を第39条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当の支給）」を付する。

第5条の7を第38条とする。

第5条の6第1項中「第5条の4第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第3項中「第5条の4第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第37条とし、第5条の5を第36条とする。

第5条の4第1項の表中「危機管理監」を「危機管理監
市長公室長」に改め、同条を第

35条とし、第5条の3を第34条とし、第5条の2を第33条とし、第5条を第32条とし、第4条の15を第31条とし、第4条の14を第30条とし、第4条の13を第29条とする。

第4条の12第1項中「第4条の9第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第4条の11第1項第1号中「6箇月」を「6月」に改め、同項第2号中「第4条の4第3項第3号」を「第20条第3項第3号」に、「1箇月」を「1月」に改め、同条を第27条とする。

第4条の10第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同項第3号中「第4条の12第2項」を「第28条第2項」に改め、同条第2項第1号中「1箇月」を「1月」に、「第4条の6第1号」を「第22条第1号」に改め、同項第2号中「1箇月」を「1月」に改め、同号ロ中「第4条の8第4項第1号又は第2号」を「第24条第4項第1号又は第2号」に改め、同条を第26条とする。

第4条の9第1項ただし書中「第4条の2」を「第18条」に改め、同条を

第25条とする。

第4条の8第1項中「第4条の13」を「第29条」に、「第1条の3」を「第3条」に改め、同項ただし書中「第4条の2」を「第18条」に改め、同条第4項第1号及び第1号中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第24条とし、第4条の7を第23条とする。

第4条の6第1号から第3号までの規定中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第22条とする。

第4条の5中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第21条とする。

第4条の4第3項第2号中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第20条とし、第4条の3を第19条とする。

第4条の2第4項中「前項」を「、前項」に改め、同条を第18条とする。

第4条の前の見出しを削り、同条を第17条とし、同条の前に見出しとして「（通勤手当の支給）」を付する。

第3条の15を第16条とし、第3条の14を第15条とする。

第3条の13第1項ただし書中「第3条の10」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第3条の12中「第3条の10」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第3条の11を第12条とし、第3条の10を第11条とする。

第3条の6の前の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（住宅手当の支給）」を付する。

第3条の5を第9条とし、第3条の4を第8条とし、第3条の3を第7条とし、第3条の2を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第4条とする。

第1条の3の前の見出しを削り、同条を第3条とし、同条の前に見出しとして「（給料の支給）」を付する。

第1条の2を第2条とする。

別表中「第9条の2関係」を「第43条関係」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

（児童手当の支払に関する規則の一部改正）

2 児童手当の支払に関する規則（平成元年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条の3」を「第3条」に改める。